２０２６年１１月５日

自 由 民 主 党

組織運動本部 厚生関係団体委員長　殿

政 務 調 査 会 厚 生 労 働 部 会 長　殿

日 本 栄 養 士 連 盟
会 長 井 上 幸 子

公益社団法人日本栄養士会
会 長 中 村 丁 次

2027 年度（令和 9 年度）予算・税制等に関する要望

平素は、本会に対しまして格別の御指導、御鞭撻を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国では、少子高齢化の進展や健康課題の多様化に伴い、国民の健康の保持・増進を支える栄養政策の重要性が一層高まっています。

管理栄養士・栄養士が、その専門性を発揮し、こどもから高齢者まで、すべてのライフステージを通じた栄養・食生活支援を推進できるよう、必要な体制整備と制度の充実が求められています。

つきましては、2027年度（令和9年度）の予算編成及び制度改正等に当たり、以下の事項について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

重点要望事項

1　栄養政策の司令塔機能の確立に向けた栄養指導室の省令室化

2　学校における食育の充実と栄養教諭の配置促進

3　管理栄養士・栄養士の専門性と責任に見合った処遇改善

4　介護・障害福祉分野における栄養ケア体制の充実と報酬上の適切な評価

5　健康的で持続可能な食環境づくりの全国的な推進に向けた予算措置

6　管理栄養士・栄養士の卒後研修を通じた人材育成体制の整備

内　容

1　栄養政策の司令塔機能の確立に向けた栄養指導室の省令室化

人生 100 年時代を迎え、健康寿命の延伸や健康格差・栄養格差への対応、こどもから高齢者、傷病者、障害児・者、被災者に至るまで、すべての人を対象とした切れ目のない栄養政策の推進が求められています。また、健康日本 21（第三次）や第 5 次食育推進基本計画の推進、健康的で持続可能な食環境づくりの全国展開、医療・介護・障害福祉分野における栄養ケアの充実など、栄養政策が担う役割は一層拡大しています。

こうした栄養政策を着実に推進するためには、国の施策を都道府県や市町村の取組につなげ、地域の実情に応じた栄養施策の展開を支援するとともに、地方自治体における管理栄養士・栄養士の配置や活動体制の充実を図ることが重要です。

また、医療、介護、障害福祉、成育医療、学校教育、防災等にまたがる栄養施策について、関係省庁や関係部局との連携・調整を強化し、ライフコースを通じた一貫性のある栄養政策を推進する必要があります。

さらに、我が国が培ってきた栄養政策の知見や実践を国際的に発信し、国際会議への対応や各国との協力を継続的に推進する体制の強化が求められています。加えて、管理栄養士・栄養士の専門性の高度化や活動領域の拡大に対応するため、養成教育から卒後研修、キャリア形成に至るまで、専門職の資質向上と人材確保を体系的に支える体制の整備も重要です。

これらの課題に対応するためには、**国の栄養政策を総合的かつ戦略的に推進し、関係省庁や地方自治体との連携を主導する司令塔機能の確立が不可欠です。**

つきましては、厚生労働省栄養指導室を省令に基づく組織として明確に位置付け、必要な人員体制を充実させることにより、我が国の栄養政策を横断的かつ継続的に推進する体制を確立することを強く要望します。

本件はこれまでも累次にわたり要望してきた事項であり、早期の実現を求めます。

2　学校における食育の充実と栄養教諭の配置促進

児童生徒期は、生涯にわたる健康の基盤となる食習慣や生活習慣を形成する重要な時期です。また、食育は、健康の保持・増進にとどまらず、食文化の継承、食料の生産・供給、環境、食品ロスなど、社会の様々な課題への理解を深め、自ら考え、判断し、行動する力を育む重要な教育活動です。

第 5 次食育推進基本計画では、学校等における食や農に関する学びの充実や、栄養教諭を中核とした組織的・計画的な食育の推進が示されています。また、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」においても、栄養教諭を中核とした食育の推進が掲げられています。

こうした国の方針を学校現場で着実に実践していくためには、学校教育における食育の位置付けを一層明確にするとともに、栄養教諭の専門性を十分に生かすことができる指導体制の整備が必要です。

現在、次期学習指導要領の改訂に向けた検討が進められています。この機会に、食育を児童生徒が生涯にわたり健全な食生活を実践するために必要な資質・能力を育成する重要な学びとして、学習指導要領の総則において一層明確に位置付けることが求められます。

また、栄養教諭が「食に関する指導の全体計画」の作成、実施、評価及び改善に中核的な役割を担い、関係教職員と連携しながら、学校教育活動全体を通じて食育を推進できる仕組みが必要です。さらに、各教科等や学校給食を関連付け、健康、食料生産、環境、食文化などを横断的に学ぶ機会の充実も重要です。

一方、栄養教諭の配置状況には地域間格差があり、居住する地域によって、栄養教諭の専門性を生かした食に関する指導を受ける機会に差が生じることが懸念されます。こどもは自ら居住する地域を選ぶことができません。すべてのこどもが、どの地域においても質の高い食育を受けられるよう、栄養教諭の配置を促進するとともに、複数校を担当する場合も含め、学校における指導時間の確保や関係教職員との連携など、専門性を発揮できる環境の整備が必要です。

つきましては、**次期学習指導要領における食育の位置付け及び栄養教諭の中核的役割を明確にするとともに、栄養教諭の配置に係る地域間格差の解消に向け、配置促進に必要な財政措置と指導体制の充実を図ることを要望します。**

3　管理栄養士・栄養士の専門性と責任に見合った処遇改善

管理栄養士・栄養士は、医療、介護、福祉、保育、学校、地域、企業等の幅広い分野において、国民の健康の保持・増進、疾病の発症予防・重症化予防、栄養状態の改善、生活の質の向上を支える専門職です。少子高齢化の進展や健康課題の複雑化に伴い、個々の健康状態や生活背景に応じた専門的な栄養支援、多職種との連携など、求められる役割は拡大・高度化しており、その専門性と責任に見合った処遇の確保が重要な課題となっています。

しかし、厚生労働省の賃金構造基本統計調査では、管理栄養士・栄養士の賃金水準は、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の保健・医療専門職や、保育士、介護支援専門員等の社会福祉専門職と比較して低い水準にあります。専門的な知識・技術を必要とし、国民の健康と生活を支える責任を担っているにもかかわらず、その役割が処遇面で十分に評価されていないことが懸念されます。

保育所等では、こどもの成長発達に応じた栄養管理や食育、食物アレルギーへの対応、医療的配慮を必要とするこどもへの食支援、保護者への支援など、専門性と責任の高い業務を担っています。

保育所等の運営は公定価格を基礎としていることから、管理栄養士・栄養士の専門性や職務が適切に評価され、それが処遇に反映されるよう、公定価格等における必要な措置や財政的支援が重要です。

また、介護分野では、介護従事者の処遇改善に向けた制度上の取組が進められているものの、管理栄養士・栄養士への処遇改善加算の配分は限定的な状況にあります。栄養ケアの質を維持・向上させ、専門職の確保・定着を図るためには、処遇改善のための財源が管理栄養士・栄養士にも適切に配分され、その専門性と役割に応じた賃金改善につながることが重要です。

こうした課題は特定の職域に限られるものではなく、管理栄養士・栄養士が活動する各分野に共通するものです。専門職としての適切な評価と処遇の確保は、人材の確保・定着を図るだけでなく、国民に対して質の高い栄養・食生活支援を継続的に提供するためにも不可欠です。

つきましては、**管理栄養士・栄養士の専門性と責任に見合った処遇改善をすべての職域で推進するとともに、特に保育・福祉分野においては、公定価格や報酬制度等を通じて、その専門性と役割が適切に評価され、処遇改善に確実につながる措置を講じることを要望します。**

4　介護・障害福祉分野における栄養ケア体制の充実と報酬上の適切な評価

高齢者や障害児・者が、住み慣れた地域で安心して生活を続けるためには、低栄養の予防・改善、摂食嚥下機能に応じた食事の提供、個々の障害特性や健康状態、生活状況に応じた栄養支援を継続的に受けられる体制が重要です。特に、医療から介護・障害福祉へと生活の場が移行しても、必要な栄養支援が途切れることなく提供されることが求められています。

2026 年度の診療報酬改定では、嚥下調整食の提供が特別食加算の対象として評価されました。一方、介護保険施設においては、摂食嚥下機能が低下した入所者に対し、食形態の選択、調理、提供、食事観察及び継続的な見直しを行う専門的な栄養支援について、十分な報酬上の評価がありません。摂食嚥下機能が低下しても、安全に口から食べ、必要な栄養を摂取し、食べる楽しみを維持できるよう、嚥下調整食を療養食加算の対象として評価することが必要です。

また、通所・居宅系サービスにおいて、管理栄養士の確保が難しく、専門的な栄養支援を必要とする利用者が、適切な栄養支援を受けらないことが課題となっています。地域の専門的な栄養支援の資源である「機能強化型認定栄養ケア・ステーション」を外部管理栄養士の連携先として制度上位置づけ、通所・居宅系サービスにおいても必要な栄養支援を受けられる体制を評価することを求めます。さらに、食材料費や人件費等の上昇に対応し、入所者の状態に応じた適切な食事の質を確保するため、介護保険施設における基準費用額（食費）について、費用の実態を踏まえた適切な見直しが必要です。

一方、障害福祉分野では、障害特性や発達段階に応じた安全な食事支援と栄養支援体制の充実が課題となっています。福祉型障害児入所施設における管理栄養士・栄養士の配置と管理栄養士による専門的な栄養評価及び継続的な栄養マネジメントの評価、障害者支援施設から医療機関への入院時における栄養情報の提供、共同生活援助（グループホーム）における管理栄養士による栄養管理の助言・指導体制などを、報酬上適切に評価することが必要です。また、就労継続支援事業所等においても、利用者の栄養課題を早期に把握し、改善につなげるため、栄養スクリーニング加算及び栄養改善加算の対象拡大が必要となります。

このような栄養支援体制の充実は、利用者の健康状態や生活の質を支えるとともに、施設・事業所における専門的な支援の質を高めるものです。

つきましては、**2027 年度の介護報酬改定において、嚥下調整食の適切な評価、通所・居宅系サービスにおける「機能強化型認定栄養ケア・ステーション」を活用した栄養支援の評価及び介護保険施設における食事提供に必要な費用の適切な反映を要望します。また、障害福祉サービス等報酬改定においては、福祉型障害児入所施設における管理栄養士による栄養支援の評価、障害者支援施設における栄養情報連携の評価、共同生活援助や就労継続支援事業所等における栄養管理の取組に対する報酬上の評価を要望します。**

5　健康的で持続可能な食環境づくりの全国的な推進に向けた予算措置

我が国では、食塩の過剰摂取、若年女性のやせ、経済格差に伴う栄養格差など、栄養・食生活に関する課題が依然として存在しています。これらの課題の解決には、個人の知識や努力だけに依存するのではなく、健康への関心や経済状況等にかかわらず、誰もが自然に健康的な食品や食事を選択できる食環境を整備することが重要です。

厚生労働省では、こうした課題に対応するため、食品製造・流通事業者、学術関係者、行政等が連携する「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」を推進しています。また、健康日本 21（第三次）では、2032 年度までに 47 都道府県が本イニシアチブに登録することを目標としており、地域の実情に応じた食環境づくりを全国に広げることが求められています。

現在、食品関連事業者による減塩食品等の開発・普及や、地方自治体と事業者が連携した食環境づくりが進められていますが、取組の広がりや実施体制には地域差があります。全国的な展開を実現するためには、未登録の自治体への支援に加え、既に取組を開始した自治体においても、地域の栄養課題の把握、関係事業者との連携体制の構築、具体的な事業の実施、成果の評価・改善を継続していくことが必要です。

特に、地域における食環境づくりを実効性のあるものとするためには、行政の管理栄養士・栄養士等が中心となり、食品製造・流通事業者、飲食店、給食施設、関係

団体等と連携しながら、健康的な食品や食事へのアクセスの向上、適切な栄養情報の提供などを推進する体制が重要です。

そのためには、地方自治体に対する技術的支援や人材育成、事業者との連携促進、取組の効果検証などを、国が継続的に支援する必要があります。

こうした食環境づくりは、健康寿命の延伸や健康格差の縮小に資するものであり、地域の取組を一過性の事業に終わらせることなく、社会全体の仕組みとして定着させていくことが重要です。

つきましては、**健康日本 21（第三次）の目標達成に向け、「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」の全国展開を一層推進するとともに、地方自治体における実施体制の整備、産学官等の連携促進、人材育成及び取組の評価・改善を継続的に支援するため、必要かつ十分な予算措置を講じることを要望します。**

6　管理栄養士・栄養士の卒後研修を通じた人材育成体制の整備

管理栄養士・栄養士は、医療、介護、福祉、保健、学校、地域、災害時の栄養支援など、幅広い分野において、国民の健康と生活を支える専門職としての役割を担っています。医療の高度化や高齢化の進展、疾病構造の変化、健康課題の多様化などに伴い、対象者の栄養状態や健康状態、生活背景等を総合的に評価し、個々の状況に応じた栄養ケアを実践するための専門性は、一層高度化しています。

医療分野では、医療機能情報提供制度における位置付けや診療報酬上の栄養管理の評価など、管理栄養士・栄養士の専門的な役割が重視されています。また、介護分野では、低栄養や摂食嚥下機能の低下など、複雑な課題を抱える高齢者への対応が求められています。さらに、地域保健における健康づくりや健康格差への対応、災害時における避難所等での栄養・食支援など、専門性を発揮する場面は広がっています。

こうした役割を適切に果たすためには、養成課程で修得した知識・技術を基盤として、実務経験に応じた専門性と実践能力を継続的に高める卒後研修が不可欠です。特に、栄養状態の評価、栄養ケア計画の立案・実施・評価、多職種連携など、専門職として必要な能力を段階的に高め、新たな知見や制度の変化に対応できる仕組みが求められています。

しかし、現行の栄養士法には、管理栄養士・栄養士の卒後研修に関する明確な規定がなく、資格取得後の継続的な資質向上を支える制度的な基盤が十分とはいえません。分野や地域によって研修機会に差が生じることなく、質の高い栄養・食生活支援を安定的に提供するためには、卒後研修を体系化し、継続的に学ぶことができる環境を整備する必要があります。

つきましては、**管理栄養士・栄養士が卒後研修を通じて生涯にわたり資質の向上を図ることを栄養士法に明確に規定し、これを基盤として、体系的な卒後研修制度及び継続的な人材育成体制の整備を図ることを要望します。**